

洪水時/~~高潮時~~/土砂災害時の
避難確保計画

※該当しない災害種別は削除してください。

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成

※以降のページにつきましては、該当しない災害種別に関する内容を削除するなど、記載例を参考に作成してください。

様式編 目 次

市町村に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

※9、別添、別添 1 及び別添 2 は、該当する災害種別が洪水又は高潮で、組織している場合のみ提出

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 に基づくものであり、本施設の利用者の浸水時や土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 100 名	昼間 30 名	休日 50 名	休日 名
夜間 10 名	夜間 3 名		15 名

【事前休業の判断について】※入所系施設は除く

・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、通所部門は臨時休業とする。

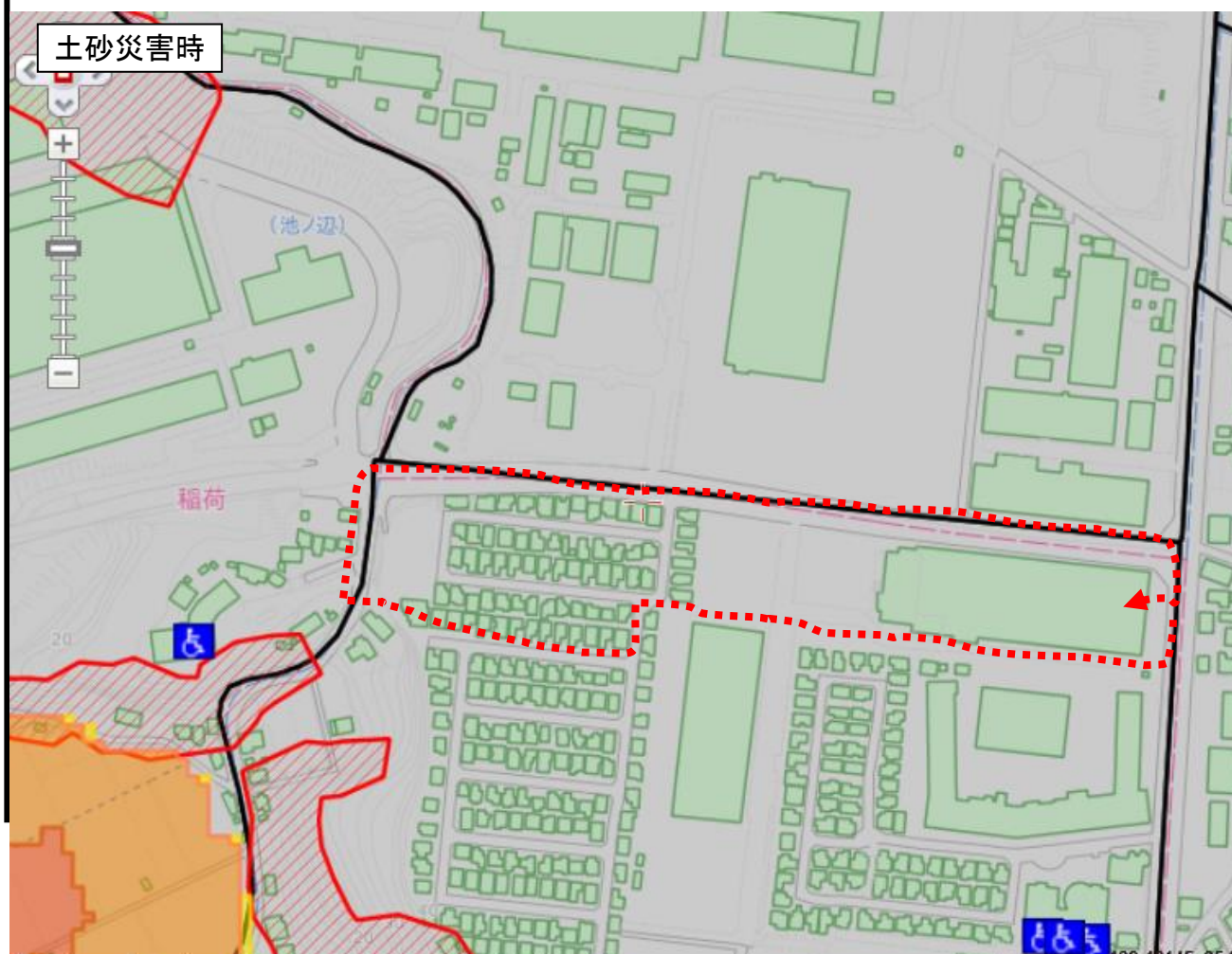
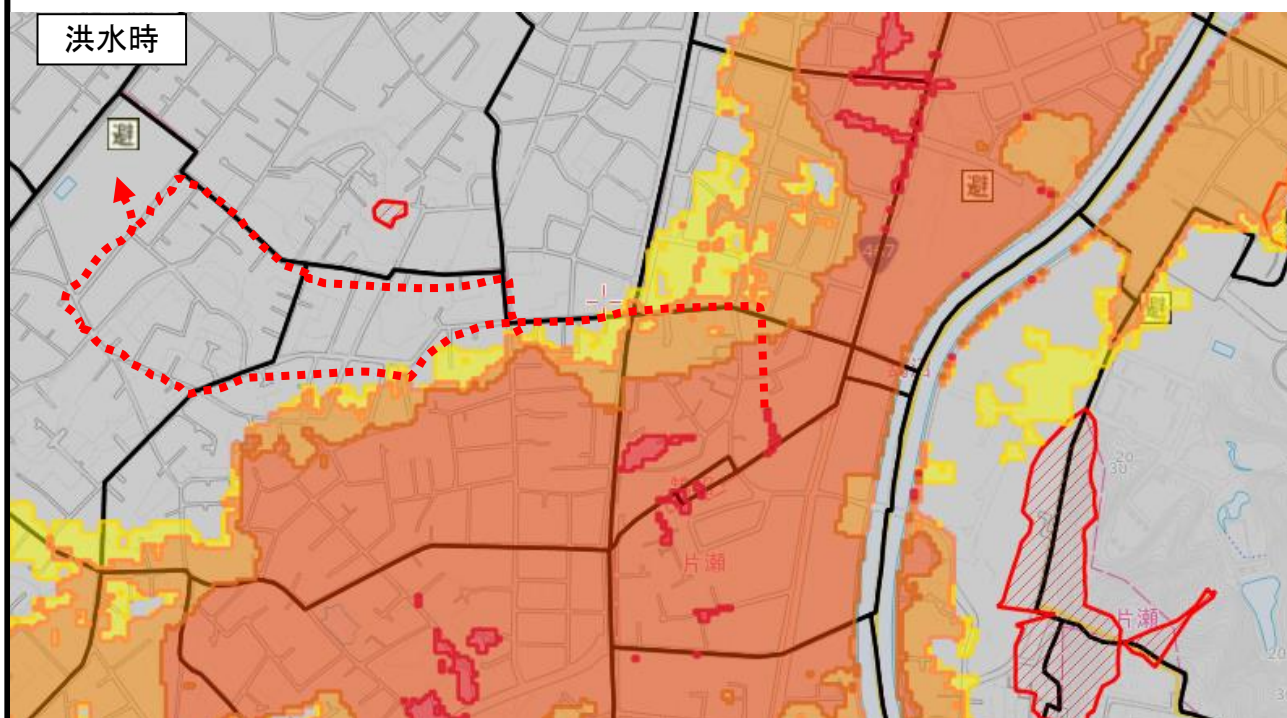
【記載例】

- ・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前に休業を判断する。又は、利用者を早期に帰宅させる。
- ・ 時の時点で、藤沢市内に気象警報（波浪を除く）が発表されている場合は、事前に休業する。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時、高潮時及び土砂災害時の避難経路及び避難場所は、以下の場所とする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
・大雨注意報発表 ・洪水注意報発表 ・高潮注意報発表 ・台風接近や大雨が予想される場合	注意体制確立	・気象情報の収集	・情報収集伝達要員
・大雨警報（土砂災害）発表 ・洪水警報発表 ・高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報が発表された場合 ・台風の暴風域が市にかかるまたは、接近が予想される場合 ・【警戒レベル3】 高齢者等避難 発令	警戒体制確立	・気象情報の収集 ・使用する資機材の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・避難支援の協力依頼 ・避難所開設状況の確認 ・要配慮者の避難誘導	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
・土砂災害警戒情報発表 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・【警戒レベル4】 避難指示 発令	非常体制確立	・施設全体の避難誘導	・避難誘導要員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○気象庁ホームページ ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 など
洪水予報・河川水位	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
避難情報（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○防災ラジオ ○TVデータ放送 ○ふじさわテレフォンガイダンスサービス（防災行政無線の放送内容の電話案内サービス）050-5536-7060 ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 ○緊急速報メール ○ふじさわ防災ナビ～X（旧ツイッター）（@Bousai_Fujisawa） ○防災情報アプリ「 ^{ハザードン} Hazardon」 など

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

【洪水時・高潮時】原則は、立ち退き避難とするが、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

【土砂災害時】原則は、土砂災害が想定されない区域とするが、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

洪水時	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	●●中学校	(700) m	■徒歩 □車両 () 台
屋内安全確保	3階談話室		

高潮時	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	□徒歩 □車両 () 台
屋内安全確保			

土砂災害時	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	□徒歩 □車両 () 台
屋内安全確保			

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	■テレビ ■ラジオ ■タブレット ■ファックス ■携帯電話 ■懐中電灯 ■電池 ■携帯電話用バッテリー
避難誘導	■名簿（従業員、施設利用者） ■案内旗 ■タブレット ■携帯電話 ■懐中電灯 ■携帯用拡声器 ■電池式照明器具 ■電池 ■携帯電話用バッテリー ■ライフジャケット ■蛍光塗料
施設内の一時避難	■水（1人あたり <u>3ℓ</u> ） ■食料（1人あたり <u>9食分</u> ） ■寝具 ■防寒具
高齢者	■おむつ・おしりふき
障害者	■常備薬
乳幼児	■おむつ・おしりふき ■おやつ ■おんぶひも
その他	■ウェットティッシュ ■ゴミ袋 ■タオル □（ ）

浸水を防ぐための対策（該当する災害種別が洪水又は高潮の場合のみ）
■土嚢 ■止水板 □その他（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

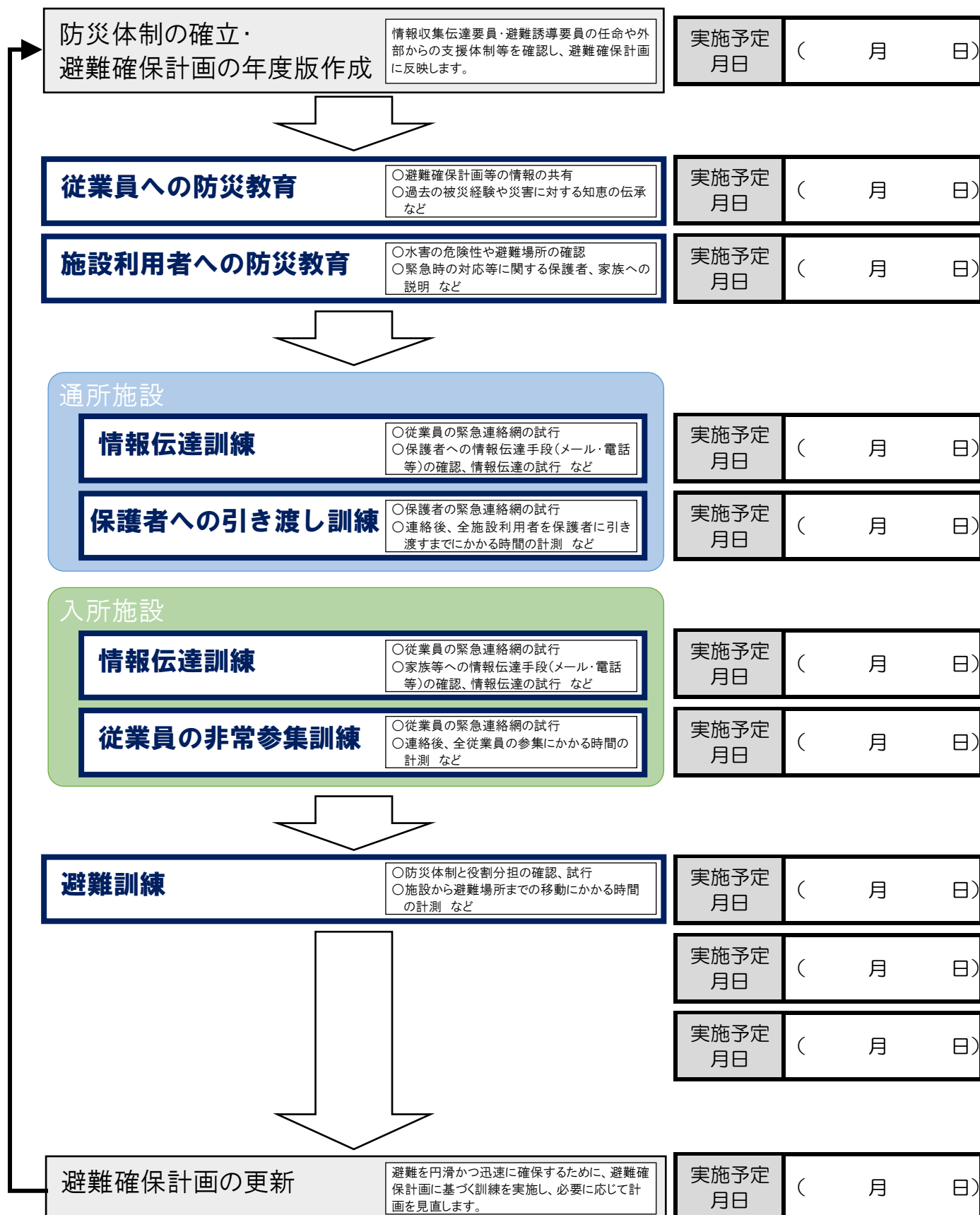
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



様式 8

-9-

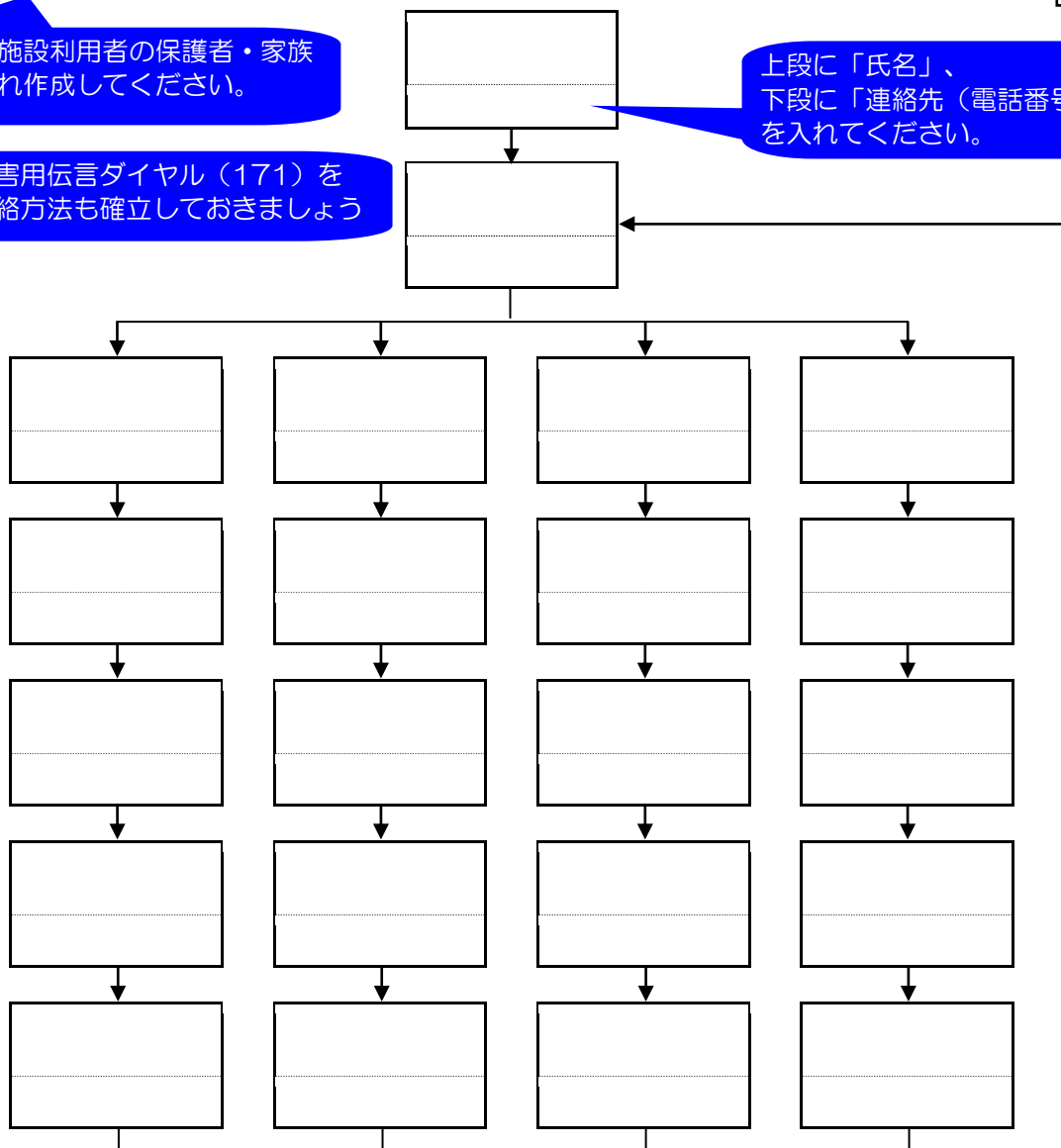
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
藤沢市（施設関係課）					
藤沢市（防災担当課）	災害対策課	0466-25-1111			
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

[illegible]

該当番号を記入

避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 気象情報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者（ ）（代行者）

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 気象情報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料